

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ 5南松本店
松本市南松本二丁目139番地1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アルペン
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 泰三	愛知県名古屋市区西児玉三丁目35番18号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

- 変更した年月日
平成19年10月1日ほか
- 届出年月日
令和6年11月1日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
令和6年12月26日から令和7年4月25日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー流通団地店
松本市小屋南二丁目9番25号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西源

松本市小屋南二丁目9番25号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	午前8時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社西源	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯
午前7時から午後10時30分まで

(変更後)

時間帯
24時間

4 変更する年月日

令和6年11月21日

5 届出年月日

令和6年11月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年12月26日から令和7年4月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤ並柳店

松本市並柳二丁目429番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20号

3 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	並柳 配置図(変更前) 駐輪場	50
合計		50

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	並柳 配置図(変更後) 駐輪場1	20
2	並柳 配置図(変更後) 駐輪場2	30
合計		50

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- 4 変更する年月日
令和7年4月20日
- 5 届出年月日
令和6年11月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和6年12月26日から令和7年4月25日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1410	有限会社 須江林産 佐久市岩村田1267番地11	種穂の採取、精選 幼苗の育成、幼苗 以外の苗木の育成	有限会社 須江林産 佐久市岩村田1267番地11

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、松本都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和6年12月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
- (1) 開催日時 令和7年2月9日(日) 午後1時30分から
- (2) 開催場所 松本市和田公民館1階大会議室(松本市和田2240番地31)
- 2 都市計画の変更案の概要

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科2881-1、2881-1先、3171-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野県松本市平田東1-29-23
有限会社国建 代表取締役 萩原 章

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月26日

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立木曽病院長 濱野 英明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立木曽病院・長野県木曽介護老人保健施設清掃及び洗濯業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和7年4月1日(火)から令和10年3月31日(金)まで

(4) 履行場所

木曽郡木曽町福島6613-4

長野県立木曽病院及び長野県木曽介護老人保健施設

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 委託業務を単体で遂行できる者であること。また、再委託及び共同企業体等による応札は認めない。ただし、特殊な清掃において、長野県立木曽病院が認めた場合は委託業務の一部について再委託を認める。この場合は、再委託項目及び再委託先を明確にすること。
- 過去3年以内に、200床以上で延床面積15,000㎡以上の病院において同種の業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に掲げる基準に適合している者であり、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯業務」及び「院内清掃業務」の認定を受けている者であること。
- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。
- 病院清掃受託責任者講習を修了している者及びブリーニング師の資格を有している者が委託業務を管理監督する体制が整備されている者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問合せ先

木曾郡木曾町福島6613-4 (郵便番号 397-8555)

長野県立木曾病院 事務部経営企画課

電話 0264 (22) 2703 内線2215

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月5日(水) 午前10時

イ 場所 長野県立木曾病院 2階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年1月10日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規程」という。)第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Services to be procured:

Cleaning and laundry services in Nagano Prefectural Kiso Hospital and Kiso Nursing Home for the Elderly

(2) Service period:

From Tuesday, April 1, 2025 to Friday, March 31, 2028

(3) Service location:

Nagano Prefectural Kiso Hospital and Kiso Nursing Home for the Elderly
6613-4 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8555 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Kiso Hospital, Management Department
Corporate Planning Division
6613-4 Fukushima, Kiso Town, Kiso-gun, Nagano Prefecture 397-8555 Japan
TEL +81-264-22-2703 Ext. 2215 (Japanese only)

(5) Tender opening:

Date and time: Wednesday, March 5, 2025, 10:00 a.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Kiso Hospital, 2nd Floor, Auditorium

(6) Mail-in submission:

Mail-in submission is not accepted.